一　施行者の名称　香川県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年四国地方整備局告示第六十六号中讃広域都市計画道路事業三・四・百十号南条町土器線
三　事業施行期間　自平成十四年七月三日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十七年一月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十号及び四百四十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
串間市大字奈留字植松村上六六八三番一から同市大字奈留字植松村上六九三番五まで	前	一四・六〇～一八・一九メートル
	後	一一・七五～一八・一九メートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十七年一月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用の開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号及び四百四十八号	串間市大字奈留字植松村上六六八三番一から同市大字奈留字植松六六三六番一まで	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年一月二十三日

○九州地方整備局告示第八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十七年一月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用の開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号	宮崎市佐土原町下那珂字平廻四七八一番から同市佐土原町下那珂字小平四九四一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年一月二十三日

○九州地方整備局告示第九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十七年一月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用の開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号	宮崎市佐土原町下那珂字平廻四七八一番から同市佐土原町下那珂字小平四九四一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年一月二十三日

人事異動

財務省

（大臣官房審議官）財務事務官　吉田　正紀
国際局長浅川雅嗣を国出張不在中同局長事務代理を命ずる
（国際局次長）同　武内　良樹
国際局長事務代理を免ずる（以上一月十九日）

官庁報告

官庁事項

技能実習制度推進事業運営基本方針の一部を改正する基本方針の公表について

技能実習制度推進事業運営基本方針の一部を改正したので、公表する。
平成27年1月23日
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

技能実習制度推進事業運営基本方針の一部を改正する基本方針

平成26年4月1日付けで公表した技能実習制度推進事業運営基本方針の一部を次のように改正し、公布日より適用するものとする。
別表を次のように改める。

別表

技能実習2号移行対象職種　69職種127作業
1　農業関係（2職種5作業）

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業	養豚
	養鶏
	酪農

2　漁業関係（2職種9作業）

職種名	作業名
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	まぐろはえ縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	底曳網漁業
	流し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業作業
養殖業	ホタテガイ・マガキ養殖作業

3　建設関係（21職種31作業）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業